

令和8年度（2026年度）

熊本県立高等学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定書（案）

熊本県の県立高等学校に令和8年度（2026年）入学する生徒及び当該生徒の保護者（以下「保護者等」という。）が購入する学習者用端末等（以下「端末等」という。）の販売に関し、熊本県教育委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間で下記のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、この協定書に定める各条項のほか、別紙「業務協定仕様書」に従い、協定書記載の内容について誠意をもって履行しなければならない。

第2条 本協定の期間は、協定締結日から令和9年（2027年）2月28日までとする。

第3条 端末等の台数及び保護者等への販売価格については、下表のとおりとする。

単位(円)

項目	仕様
端末本体	Google Chrome（・・・・）
保証	3年間の製品保証 ※4年間の選択オプションあり
1台あたりの販売 価格（消費税及 び地方消費税を 含む）	
想定販売台数	9,000台

2 前項の台数については、想定台数であり、入学者数の増減等により増減することがある。これにより、販売台数が減った場合にあっては、減った台数を甲が補償して購入するものではない。

3 第1項の端末等については、令和8年（2026年）4月30日までに納入すること。

第4条 端末等の価格のうち、乙が保護者等へ販売する価格は協定単価から15,000円を差し引いた額とし、保護者等が乙へ支払う。なお、15,000円については、甲が別に定める方法により補助金として交付することとする。

2 保護者等が支払う額は、原則として注文確定後、10営業日までに支払処理を実施することとする。

第5条 乙は天災又は不可抗力その他正当な事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。

（1）乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が協定期間内にこの協定の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

（2）乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又はこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

（3）乙がこの協定及び仕様書に定める事項に違反したとき。

（4）次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団

員」という。)又は熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は乙の使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。)が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は乙の使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

(5) その他この協定に反したとき。

第7条 乙は、この協定の遂行上知り得た甲の業務上の内容及び個人情報等を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 乙は、業務を処理するための電子情報の取扱いについては、別記2「電子情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第8条 乙の責に帰すべき理由により協定を解除し、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。

第9条 乙は、甲の承認を得ないで、この協定によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ、又は担保に供することはできない。

第10条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため協定書2通を作成し、甲・乙各1通を所有するものとする。

令和 年(年) 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県教育長 越猪 浩樹

乙

所在地

事業者名

代表者職名・氏名

別記 1

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第5 乙は、業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け、又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第6 乙は、業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサーバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第7 乙は、業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 9 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第 10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第 12 乙は、業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第 13 乙は、業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄をした旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第 14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律第 176 条又は第 180 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又はこの特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記 2

電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、同業務を実施するに当たっては、情報資産等について適正に取り扱い、情報資産等の漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。

2 この契約による業務の遂行に当たっては、乙は、甲の指導に従わなければならない。

(責任者等の明確化等)

第2条 乙は、この契約による業務に係る責任者や作業者を明確にするとともに、これらの者が変更する場合には、その旨甲に届け出なくてはならない。

2 乙は、この契約による業務に係る作業場所を特定し、情報資産の紛失を防止しなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

第3条 乙は、この契約による業務に関し、通信の速度及び安定性、システムの信頼性の確保等の品質を維持するために、必要に応じたサービスレベルを担保しなければならない。

(アクセス許可等)

第4条 乙は、この契約による業務に係る情報資産の保護の必要性を理解し、同業務の内容に応じたアクセス制御（パスワード、取扱い者の制限等）を行わなければならない。

(従業員に対する教育の実施)

第5条 乙は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、従業員に対し教育を行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第6条 甲から提供された情報資産につき、乙は、この契約による業務以外で保有し複写し、又は利用してはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(守秘義務)

第7条 乙は、この契約による業務中及び業務を終了した後も、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第8条 乙は、この契約による業務の工程の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。

2 甲が再委託を認める場合においては、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、乙と同等の水準であることを確認し、乙が担保した上で認めるものとする。

(この契約による業務の終了時の措置)

第9条 この契約による業務の終了時は、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについては、契約時に明確にしておかねばならない。

(定期報告及び緊急時報告義務)

第10条 甲は、乙に対して必要があると認めるときには、この契約の履行状況等について定期的に報告を求めることができるものとする。

2 乙は、この契約による業務に関し、緊急事態が発生した場合には、甲へその事実を報告しなければならない。また、緊急時の甲への連絡先を事前に確認しておくとともに、その連絡先に含まれる個人情報の取扱いについては十分留意しなければならない。

(甲による監査等)

第11条 甲は、この契約による業務に関し、乙が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、乙に監査、検査を行うことができる。

2 乙が第三者に再委託する場合、甲が当該第三者に対して本契約の履行状況等について、随時に監査、検査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第12条 この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、甲から外部への適切な説明責任を果たすため、乙は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントにつき外部へ公表する場合があることを了承しているものとする。

(損害賠償等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。